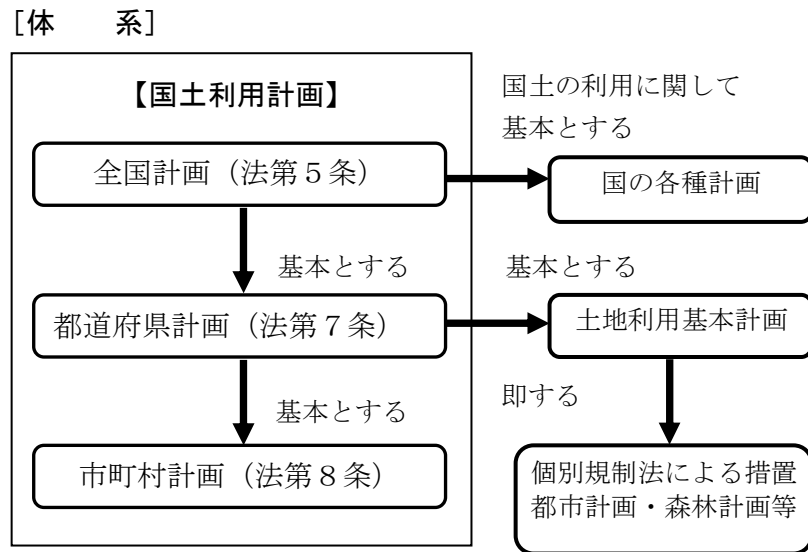


# 第五次国土利用計画（長野県計画）の概要

## 国土利用計画の位置づけと体系

- [根拠] 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）
- [位置付け] 国土利用に関する最上位の計画
- [内容] 国土利用に関する基本構想  
土地の利用区分ごとの規模の目標、必要な措置



## 第五次国土利用計画（全国計画）の策定

- [策定期日] 平成27年8月14日
- [背景] 人口減少、自然環境の悪化、災害の多発
- [基本方針] 適切な国土管理、自然環境等の保全・再生・活用  
安全・安心の実現

[規模の目標（主な利用区分）] (単位：万 ha)

利用区分	H24年 (基準年次)	H37年 (目標年次)	増減 (H37-H24)	(参考) 第4次 (H29-H16)
農地	455	440	▲15	▲22
森林	2,506	2,510	4	0
宅地	190	190	0	8
住宅地	116	116	0	3
工業用地	15	15	0	1
その他の宅地	59	59	0	4

【参考】第四次国土利用計画の策定状況

計画	策定年月日	基準年次	目標年次
全国計画	平成20年7月4日	平成16年	平成29年
県計画	平成21年3月16日	平成16年	平成29年

全国計画を基本に県計画を策定

## 長野県計画の概要

～持続可能で安全・豊かな県土を目指して～

### 第1 県土利用に関する基本構想

(計画の期間 基準年次：平成24年、目標年次：平成37年)

#### 1 県土利用の基本方針

<b>【基本方針1】</b> <b>適切な県土管理の実現</b> 本格的な人口減少社会の到来 ○土地需要の減少 ○県土管理水準の低下と空き家など非効率的な土地利用の増加	<b>【基本方針2】</b> <b>自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用</b> 自然環境等の悪化 ○自然環境や美しい景観等悪化 ○「生態系サービス（自然の恵み）」への影響が懸念	<b>【基本方針3】</b> <b>安全・安心の実現</b> 相次ぐ自然災害の発生 ○安全・安心に対する県民意識の高まり	<b>【その他の基本方針】</b> ○複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 ○多様な主体による県土の県民的経営
--	---	---	--

#### 2 地域類型別の県土利用の基本方向

都市	都市機能の確保・向上、都市のコンパクト化、土地利用の高度化、環境負荷の軽減、災害に強い都市づくり等
農山村	生活基盤の整備、「小さな拠点」の形成、農林業の振興、集落の維持、都市との共生・交流、災害に強い農山村づくり等
自然維持地域	原生的な自然環境の保全・再生、適正な管理の下での利用

#### 3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分	基本方向
農地	○食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と良好な管理 ○担い手への集積・集約化の推進、荒廃農地の発生防止・解消等
森林	○森林の適切な更新、多様で健全な森林の整備と保全 ○原生的な森林や水源林の保全等
原野等	○貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生 ○採草放牧地等の適正な利用
水面・河川・水路	○ハードとソフトによる総合的な防災・減災対策の推進 ○適切な維持管理、良好な水辺空間の確保等
道路	○幹線道路網の構築、生活道路の整備、適切な維持管理 ○農道・林道の整備、適切な維持管理
宅地	住宅地 ○安全性の向上とゆとりある住環境の形成 ○既存の住宅ストックの質の向上、都市における土地利用の高度化
	工業用地 ○成長産業や高付加価値産業の集積 ○工場跡地等未利用地の有効利用
	その他の宅地 ○中心市街地の活性化と良好な環境の形成 ○空き店舗、空き地等の有効活用
その他	○公用・公共施設用地の確保 ○低・未利用地の有効活用

### 第2 県土の利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha)

利用区分	H24年 (基準年次)	H37年 (目標年次)	増減 (H37-H24)	(参考) 第4次 (H29-H16)	
農地	110,900	106,500	▲4,400	▲5,840	
森林	1,066,700	1,066,700	0	470	
原野等	6,620	6,460	▲160	20	
水面・河川・水路	39,670	39,630	▲40	▲170	
道路	42,190	43,230	1,040	3,940	
宅地	宅地	53,330	55,170	1,840	4,930
	住宅地	32,650	33,760	1,110	2,770
	工業用地	2,710	2,880	170	10
その他の宅地	17,970	18,530	560	2,150	
その他	36,790	38,510	1,720	▲3,350	
合計	1,356,200	1,356,200	0	0	

### 第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

<b>県土の保全と安全性の確保</b> ●自然条件に対応した防災・減災対策の実施 ●災害リスクの高い地域の指定・公表・規制 ●災害に強い森林づくり 等	<b>持続可能な県土の管理</b> ●都市の集約化、「小さな拠点」の形成 ●担い手の確保等による農業の振興 ●持続可能な森林管理・林業振興 ●健全な水循環の維持又は回復 等	<b>自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保</b> ●原生的な自然や里地里山の保全 ●希少種を含む生物多様性の確保 ●自然、文化、景観等を活用した観光・地域産業の振興 等	<b>土地の有効利用、利用転換の適正化</b> ●森林セラピー基地を教育、観光等に活用 ●リニア中央幹線整備の効果を波及させるための道路やリニア駅・駅周辺整備 ●成長期待分野を重点に産業集積の推進 ●移住・二地域居住の推進 等
--	--	--	---

【参考】策定経過

	～5月	6月	7月	8月	9月～
計画策定	●骨子案、素案策定		●原案策定		●策定・公表
意見反映	●総計審部会 ●市町村への意見照会 ●国の意見照会	●6月県議会（説明）	●市町村の意見聴取 ●パブリックコメント	●総計審部会	●国への報告 ●9月県議会（報告） ●市町村説明会